

令和7年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託仕様書

この仕様書は、米子市（以下「発注者」という）と受注者の間で締結する「令和7年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託」（以下「本業務」という）に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 委託業務名

令和7年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

2 業務の期間

委託契約日から令和7年12月2日までとする。

3 業務の概要

米子市では、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第10期計画」という。）の策定を令和8年度に行う。

令和7年度は、第10期計画を完成させる準備年度とし、市内高齢者の状況やニーズ分析のため高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施する。

4 業務の内容

（1）業務分担

作業内容	発注者	受注者
調査内容の設計	○	○
調査票の確定	○	
宛名ラベル用シートの準備（送付用）		○
アンケート対象者のデータ抽出	○	
宛名ラベルの作成		○
調査票、発送用封筒・返信用封筒の印刷		○
宛名ラベルの貼付、調査票の封入封緘		○
対象者への調査票の発送		○
回答済み調査票の回収		○
発送費の負担		○
返送費の負担		○
データパンチ及びデータチェック		○

（2）調査の実施

調査対象	65歳以上で、要介護認定を受けていない者又は要支援1・2の者 （無作為抽出） 約8,000件
------	--

設問内容	・国が示す必須項目 ・オプション項目、市の独自項目
調査票	・A4版、両面16ページ程度（中綴り） ・発送用封筒：角2サイズ ・返信用封筒：長3サイズ
回収想定数	約5,500件
実施時期	令和7年10月頃

- ・調査にあたっては、国の基本指針を踏まえたうえで、米子市の最上位計画である「第2次米子市まちづくりビジョン（第5次米子市総合計画及び第3期米子市地方創生総合戦略）」や、社会福祉法に基づく上位計画である「第2期米子市地域”つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」などとの整合を図るものとする。
- ・調査票は、高齢者に配慮した見やすくわかりやすいものを作成すること。
- ・市が提供する調査対象者リストデータを基に、受託者で宛名ラベル等を作成すること。

（3）回答済調査票の回収

本調査は郵送及びウェブによる回答を想定しており、市宛てに送付された回答済み調査票が入った返信封筒にかかる受託者への受け渡しについては、市担当課での手渡しによる回収など調査票の紛失を防ぐ方法で行うものとする。

受託者による調査票の回収時期は市の指示に基づくものとし、最低5回の訪問回収（又は訪問回収と同等のセキュリティを確保した回収）を見込むこと。

なお、回収については、受託者の責めに帰し、かかる費用は受託者の負担とする。

（4）データパンチ及びデータチェック作業

- ・データパンチ及びデータチェックの方法については、発注者と協議のうえ、決定する。
- ・発注者の指示に基づき、「見える化」システムへのデータ入力、登録を行うこと。

（5）成果品

- ・パンチデータ一式
- ・見える化システム登録用データ

（6）納期及び納品場所

納期は、令和7年12月2日（火）までとし、納入場所は米子市福祉保健部長寿社会課とする。

（7）委託料の支払い時期

委託料は業務完了後に支払うものとする。

5 注意事項

- （1）本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。
- （2）受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、

その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。

- (3) 受注者は、発注者と協議の上、定期的な打合せを行い、確認事項について記録を作成して後日発注者の確認を受けること。また、打ち合わせは原則、業務責任者、業務担当者の来庁により行うものとするが、緊急に調整を要する場合などにおいては、電話、電子メール、リモート等による打合せも可能とする。この場合においても、軽微な事項を除き、確認事項については同様に記録を作成し、後日発注者の確認を受けること。
- (4) その他、国及び県等への各種報告・資料提出があった場合には、発注者の指示する時期に円滑に対応すること。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- (6) 成果物及び作業工程における書類等に対する権利は、原則として発注者に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行い決定すること。